

## 参考資料

# 田子町としての「原状回復」などについての考え方

## ○原状回復

安全な生活環境のもと住民が安心して暮らせるよう、不法投棄された現地を元の草地で一部谷筋に樹木があった自然状態に戻すこと。

原状回復を実現するためには廃棄物及び汚染土壌の全量撤去をその基本方針とすることを求めている。

### 【青森県の現状回復の基本方針】

原状回復対策は馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針  
不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等（※1）となる原状回復対策として、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本（撤去の対象は約67万 $m^3$ ）

なお、撤去に当たっては、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物を住民の方々（※2）のコンセンサスが得られる場合には、現地で有効活用することも可能

※1「土壌環境基準以下の状態を指す」が青森県の見解

※2「住民代表が参加している青森県の協議会で協議し意見をまとめたもの」が青森県の見解

## ○全量撤去

次に掲げる①～③の廃棄物及び汚染土壌の全量を撤去すること。

- ① 現在の調査による推定約67万 $m^3$ とされる不法に投棄された廃棄物
- ② 廃棄物によって汚染された土壌（廃棄物が原因で汚染された土壌環境基準を超える土壌）
- ③ 土壌環境基準を満たしても性状等から生活環境保全上の支障の可能性のある土壌

※全量撤去したものをどこでどの様に処理・最終処分するかまでは言及していない。したがって、撤去したものを青森市などに搬出して処理処分することも、撤去したものを現地で処理処分することもこれに含まれる。

### 【青森県の見解による全量撤去】

廃棄物及び廃棄物が原因で汚染された土壌環境基準を超える土壌を全量撤去すること（上述①+②）

## ○環境修復

青森県の原状回復対策は、廃棄物と汚染土壌の全量撤去しか特定支障除去等事業実施計画に盛り込まれておらず、この実施計画の実施のみで終了すれば、現場は67万 $m^3$ の廃棄物等を全量撤去した跡地として、平均6m掘り下げた窪地となる。これを修復材などで埋め戻し、さらに草地で一部谷筋に樹木があった元の自然状態に戻すことが必要であり、これを環境修復ということとする。

※ 町のいう原状回復＝青森県のいう原状回復対策＋環境修復

すなわち、県の現段階の実施計画には、環境修復は計画されていない。

ただし、青森県は、原状回復方針として「撤去に当たっては、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物を住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、現地で有効活用することも可能と考えている。」としており、これは、埋め戻しを経費を掛けずに実施するために原状回復方針に盛り込んだ、と考えられる。

## ○環境再生

現状回復（元の自然環境に戻った）後の現地について、町の将来と後世に伝えるために、その跡地利用に必要な対策を講じることを含め、必要な状態とすること。

青森県では、その負担も含めて町からの提案・提言を求めているが、現場は県有地となっていることから、跡地利用は県の裁量事項となる。したがって、町の構想は県に提案・要望して実現していくこととなる。